

伊奈町ふれあい収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障がい者が属する世帯を戸別に訪問し、当該世帯において排出されるごみを収集する事業（以下「ふれあい収集事業」という。）を実施することにより、当該高齢者及び障がい者の負担を軽減するとともに、これらの者の安否の確認を行い、もって在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この要綱において「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用対象者)

第3条 ふれあい収集事業を利用することができる者は、町内に住所を有し、ごみをごみ集積所まで自ら持ち出すことが著しく困難で、かつ、近隣住民その他身近な人の協力を得ることが困難であると町長が認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり暮らしの高齢者又は障がい者

(2) 同居人が高齢者、障がい者、年少者で構成される世帯に属する高齢者又は障がい者

(3) 前2号に準ずる者で町長が特に必要と認めるもの

(収集するごみの種別)

第4条 ふれあい収集事業によりごみを収集する場合におけるごみの種別は、町がごみ集積所からごみを収集する場合におけるごみの種別と同一とする。

(利用の申請)

第5条 ふれあい収集事業を利用しようとする者（以下「申請者」とい

う。)は、伊奈町ふれあい収集事業利用申請書(第1号様式)により町長に申請しなければならない。

- 2 申請者本人が前項の申請をすることが困難な場合は、親族、介護支援専門員、民生委員、相談支援専門員が代理人として申請をすることができるものとする。

(利用の承認の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者の属する世帯の状況、当該世帯におけるごみの持ち出し状況その他必要な事項について、伊奈町ふれあい収集事業調査票(第2号様式)により申請者本人立会いのもと調査を行うものとする。この場合において、前条第2項の規定により代理人が申請したときは、申請者本人及び当該代理人が調査に立ち会うものとする。

- 2 町長は、前項の調査に基づきふれあい収集事業の利用の可否を決定し、その結果を伊奈町ふれあい収集事業利用承認・不承認決定通知書(第3号様式)により、速やかに当該申請者(前条第2項に規定する代理人が申請する場合には、当該代理人)に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により利用の承認を決定したときは、当該利用の承認の決定を受けた者(以下「利用者」という。)を伊奈町ふれあい収集事業利用者台帳(第4号様式)に記載するものとする。

(ごみの排出方法)

第7条 利用者は、排出するごみをその種別ごとに適正に分別し、原則として、毎週1回、利用者ごとに町長の指定した日(以下「収集予定日」という。)及び当該利用者の自宅の玄関前等あらかじめ決められた場所に排出するものとする。

(収集方法)

第8条 ふれあい収集事業は、町が前条の規定により排出されたごみを収集することにより行うものとする。ただし、粗大ごみの収集については、一般家庭同様に別途収集依頼をするものとする。

(安否確認)

第9条 町は、ふれあい収集事業の収集予定日に利用者宅の玄関前等にごみが出されていない場合は、利用者への声掛けをするものとする。この場合において、応答がないときは、当該利用者が指定した緊急連絡先にその旨を知らせるものとする。

(利用の承認の決定の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第6条第2項の規定によるふれあい収集事業の利用の承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 町外へ転出したとき、又は死亡したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 入院等により長期間にわたり不在となったとき。
- (4) ふれあい収集事業の利用を辞退したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認の決定を受けたとき。
- (6) その他町長がふれあい収集事業の利用を適当でない認めるとき。

2 町長は、前項の規定によりふれあい収集事業の利用の承認の決定を取り消したときは、伊奈町ふれあい収集事業利用承認決定取消通知書（第5号様式）により、速やかに当該利用者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条及び第6条の規定によるふれあい収集事業の利用の申請及び利用の決定に関し必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第5条関係）

伊奈町ふれあい収集事業利用申請書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

申請者	住所 _____
	氏名 _____
	電話 _____
代理人	住所 _____
	氏名 _____
	続柄 _____

伊奈町ふれあい収集事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	年 齢	
住 所	アパート・マンション名 階 号室 エレベーター（有・無）		
電 話 番 号			
申 請 理 由 （該当理由にチェック をいれてください。）	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢者 （ 要介護 ・ 要支援 ）	希望ごみ出し場所	
	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの障がい者 （手帳の種類 ）	自宅の <input type="checkbox"/> 玄関先 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） （ ）		

現在のごみ出し 方 法 (該当理由にチェック をいれてください。)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の家族 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入)	
緊急連絡先 ①	氏 名	
	申請者との 関 係	
	電 話 番 号	
	住 所	
緊急連絡先 ②	氏 名	
	申請者との 関 係	
	電 話 番 号	
	住 所	
事業利用承認の決定後、事業 の利用について、区長に対し 情報提供すること	区長に対し情報提供することを 了承する ・ 了承しない	

注意事項

- 1 緊急連絡先は、相手側の了解を得たうえで、記入してください。
- 2 障がい者手帳等をお持ちの方は、その写しを添付してください。
- 3 申請後、申請者宅に訪問し、第6条第1項に基づく調査を行います。

承諾事項

申請書の内容を確認するにあたり、町が保有する住民基本台帳その他の公簿を確認することを承諾します。

第2号様式（第6条関係）

伊奈町ふれあい収集事業調査票

調査年月日	年 月 日 ()		
調査員氏名			

申請者に関する事項			
ふりがな氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	
住 所	アパート・マンション名 () 階 号室 エレベーター (有・無)		
電話番号			
申請理由	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢者 (要介護 ・ 要支援) <input type="checkbox"/> ひとり暮らしの障がい者 (手帳の種類) <input type="checkbox"/> その他 ()		
希望ごみ出し場所	自宅の <input type="checkbox"/> 玄関先 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現在の ごみ出し方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の家族 <input type="checkbox"/> その他 ()		

緊急連絡先①	氏 名	
	申請者との 関 係	
	電 話 番 号	
	住 所	
緊急連絡先②	氏 名	
	申請者との 関 係	
	電 話 番 号	
	住 所	

調査員の所見

備考

第3号様式（第6条関係）

伊奈町ふれあい収集事業利用承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあったふれあい収集事業の利用につきましては、次のとおり決定しましたので、伊奈町ふれあい収集事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

利用対象者	氏名	
	住所	
決定事項	ふれあい収集事業の利用を 承認する ・ 承認しない	
	理由（承認しない場合）	
収集場所	自宅の玄関前・その他 ()	
収集開始日	年 月 日 () から開始	
収集予定日		

注意事項

- 1 ごみは適正に分別し、事前に町と打ち合わせた場所及び時間に排出すること。
- 2 不在となる場合には、事前に町に連絡すること。
- 3 家族と同居することになったときその他ふれあい収集事業を利用する必要がなくなったときは、速やかに町に連絡すること。

第5号様式（第10条関係）

伊奈町ふれあい収集事業利用承認決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

伊奈町ふれあい収集事業実施要綱第10条第1項の規定により、
年 月 日付けで決定したふれあい収集事業の利用の承認を取り消した
ので、同条第2項の規定により通知します。

利 用 者	氏名	
	住所	
取 消 理 由		
取消年月日	年 月 日 ()	